

託送供給業務取扱細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、次の各号に関する取扱いについて定める。

- (1) ガス事業法に定めるガスの託送供給(以下「託送供給」という。)に関連する業務を行なう経営者及び従業員が、業務上知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報(以下、「託送供給関連情報」という。)を適切に管理する。
- (2) 託送供給関連業務部門と他部門の人事交流に当たっては、また両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等については、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、当該細則を当該従業員及び経営者に遵守させる。
- (3) 託送供給関連業務の実施にあたっては、すべての託送供給依頼者に対し公平な対応となるよう、適切な方法により対処することで、特定の託送供給依頼者に対する差別的取扱いを防止する。

第2章 情報の目的外利用の禁止

(情報管理)

第2条 託送供給の受付窓口である供給・営業本部パイプラインユニット関係者及び諾否の検討等にかかわった社内関連部署の関係者等、託送供給関連情報を知り得た者は、託送供給関連業務に従事する間のもとより、それ以降も当該情報を秘密として取扱い、法令上必要とされる場合等やむを得ない事由による以外、託送供給依頼者にとって競合対象となる第三者を含めた外部及び当社内の託送供給関連業務従事者以外の者に、その情報を開示してはならない。

(管理対象となる情報)

第3条 託送供給関連情報とは、次の各号に定める情報をいう。ただし、託送供給依頼者から開示された時点で、既に公知となっていたもの、既に自ら保有していたもの、又は開示された後に自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したものについては、管理すべき情報とはならない。

- (1) 託送供給依頼者のガス供給源(契約により調達するものを含む。以下同じ。)の状況
 - ① ガスの供給源の接続予定地点、稼動(又は供給)開始予定時期

- ② ガスの製造方式、製造設備の仕様及び原料調達、又はガスの調達計画
- ③ ガスの性状と圧力
- (2) 託送供給依頼者のガス供給条件等
 - ① 託送によるガス供給の状況(託送ガス量、インバランス量、事故状況等)
 - ② 供給予備力
 - ③ 保安体制及び組織
- (3) 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等
 - ① 需要動向(最大流量倍率、個別の需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等)
 - ② 需要実績(最大ガス量、ガス流量変動履歴)
 - ③ 託送の状況(託送ガス量)
- (4) その他託送供給に関連する情報であって、この細則の目的に照らして管理の対象とする必要のあるもの

(小売部門従業員等による託送供給関連情報利用の禁止)

第4条 小売部門の従業員等は、託送供給関連情報を知り得た場合においても、当社及び当社関係会社の小売活動のために当該情報を利用又は提供してはならない。

第3章 差別的取扱いの禁止

(差別的取扱いの禁止)

第5条 託送供給関連業務を担当する供給・営業本部パイプラインユニット関係者及び諾否の検討等にかかわった社内関連部署の関係者等は、託送供給の事前検討等の計画段階における業務及び料金の適用やサービスの提供等の実施段階における業務の実施にあたっては、特定の託送供給依頼者に対して不当に優先的若しくは不利な取扱いを行う等の差別的な取扱いをしてはならない。

(禁止対象となる業務)

第6条 託送供給に関する差別的取扱いを禁止する業務とは、次の各号に定める業務をいう。

- (1) 導管網への接続の検討、導管網の利用、導管網の整備等にかかる計画段階における業務
- (2) 託送供給料金の改定、導管網への接続の検討に関して託送供給業務関連部門が保有する情報の開示・周知などの業務
- (3) 同一供給条件の需要に対する、託送供給料金メニューの適用、託送供給業務におけるサービスの提供等の業務
- (4) 導管部門の事故対応(事故状況への問合せ、事故復旧の順序等)、計量器の交換対応(可否・交換時期の取扱)等の業務

第4章 その他

(遵守状況の管理)

第7条 この細則の遵守状況に係る管理責任者は、供給・営業本部パイプラインユニットジェネラルマネージャーとする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、取締役合議による。

2 この細則に関して疑義を生じた場合は、供給・営業本部パイプラインユニットに問い合わせ、その指示に従うものとする。

附則

この細則は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年10月 1日 制定